

令和2年度第2回青森市都市計画審議会 会議概要

会議名	令和2年度第2回青森市都市計画審議会
開催日時・場所	令和3年1月25日(月) 13時00分～13時33分 青森市福祉増進センター 3階 大会議室
出席者	<p><審議委員> 赤平勇人 委員、岡前憲秀 委員、奥谷進 委員、葛西崇 委員、香取薫 委員、 軽米智雅子 委員、工藤真人 委員、里村誠悦 委員、澁谷洋子 委員、 鈴木廣 委員、竹内慎司 委員、中田靖人 委員、橋本尚美 委員、福士修身 委員、 最上伸子 委員</p> <p><事務局> 都市整備部 部長 平岡弘志 理事 高村功輝 次長 佐々木浩文 都市整備部都市政策課 課長 坂牛裕、副参事 武田泰孝、 主幹 馬場大士、主査 高橋幸司、 技師 長尾良太 都市整備部建築営繕課 主査 鳴海剛士</p>
欠席者	一戸善正 委員、宮本雅央 委員、森内之保留 委員
担当課	<p>案件 青森市景観計画の変更案</p> <p>【資料】①(仮称)「青森市景観計画」(素案)【概要版】、②(仮称)青森市景観計画(素案)に基づき説明。</p>
委員	現在の景観計画では、景観形成基準あるいは届出を要する行為として、太陽光発電設備についてはなかったが、新たに追加した理由を教えてください。
担当課	太陽光発電設備は、景観形成重点地区に関わるものとして設定しており、届出対象行為や、景観形成基準については、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する資産が存する14市町が同様の趣旨の取組をしていくことで整理され、県から提示された案を踏まえ追加しているものである。なお、県からは、岩手県平泉町など世界文化遺産に関わる事例を参考に、案を取りまとめたと同っている。
委員	全国的にみると、メガソーラー発電開発が景観という観点からも問題が起きていると考えているが、市全域で届出等をするべきと思うが、どうか。
担当課	今回の変更については、市として、三内丸山遺跡と小牧野遺跡の世界文化遺産登録に向けた取組という趣旨を踏まえ、景観形成重点地区におけるものとして整理したものであり、市全体とすることは考えていない。今後、景観形成重点地区で太陽光発電設備設置も含めて良好な景観形成に向けた取組をしていくため、今後、今回の制度運用を踏まえ、市全域についても考えていかなければいけないものと考えている。

委員	大規模行為の届出件数を教えてほしい。
担当課	年平均で 50 件から 60 件程度の届出がある。
委員	屋外広告物に関するもののうち、罰則の実施や、業者の登録制実施とあるが、この具体的内容について教えていただきたい。
担当課	良好な景観を保全していくため、屋外広告業の登録制度を紹介したものである。罰則については、景観法に規定している罰則があるが、本市では罰則を科した事例はない。
委員	景観形成重点地区の三内丸山遺跡と小牧野遺跡の、範囲の根拠について示してほしい。また、史跡に指定されている範囲との関連についても示してほしい。
担当課	景観形成重点地区については、ユネスコへ世界文化遺産登録を申請している範囲と同様となっている。当然ながら、史跡の範囲なども整合するものになっている。
委員	資産範囲が、史跡ということによろしいか。
担当課	整合している。
委員	小牧野遺跡は、県道酸ヶ湯高田線を含めて指定されているが、これもユネスコへ申請している範囲と一致するのか。
担当課	一致している。
委員	大規模行為の届出を行った後、建物が建築され、その建物が届出通りであるか、確認はしているのか。
担当課	大規模行為の届出後について、現在、確認は行っていないが、今回改正する景観形成重点地区については、遺跡も含めてその周辺を資産として保全していくため、建築行為などをする方が、事前に届出をしていただき、それが景観形成基準に適合しているかの確認や、建物が完成した後の確認するため届出していただく予定である。
委員	風力発電設備について、景観形成基準において山地や海上へ造られる場合、13m 以下ということになるのか。
担当課	風力発電設備は、行為の種類としては、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類する工作物に該当し、13m 超は届出を要し、規模について、景観形成重点地区や市全域の自然景観エリア内の主要幹線道路沿線では、高さ 13m 以下とするものとしている。
議長	他に質問はございますでしょうか。
委員	なし。
議長	質問がないようですので、当審議会として、青森市景観計画の変更案については、原案の通り、意見は無いものとして市長へ報告したいと思います。